

各部長・参事官

各所属長

広島県警察現場科学検査班の適正な運用を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成30年1月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

広島県警察現場科学検査班設置運用要綱

第1 目的

この要綱は、広島県警察現場科学検査班（以下「現場科学検査班」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）に現場科学検査班を置く。

第3 任務

現場科学検査班は、事件・事案の捜査に資するため、出動を要する現場又は捜査本部等において、次の業務を行うものとする。

- (1) 現場において行うことが可能な科学的検査
- (2) 資料採取等についての専門的・技術的指導

第4 出動

- 1 警察署長は、事件又は事故がその管轄区域内で発生し、現場科学捜査班の出動を要すると認める場合は、科学鑑定・検査実施要綱の制定について（平成29年12月12日付け警察本部長通達）第2の(5)で定める鑑定・検査受理システムにより作成した検査依頼書を、刑事部科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）に送付して、現場科学検査班の出動を要請することができる。
- 2 緊急を要するときは、前1の規定にかかわらず、口頭等により出動を要請することができる。この場合において、事後速やかに検査依頼書を科学捜査研究所長に送付しなければならない。
- 3 科学捜査研究所長は、前1又は2の出動要請を受けた場合において、その必要があると認めるときは、速やかに現場科学検査班を出動させるものとする。

第5 編成

- 1 現場科学検査班は、班長及び班員で編成する。
- 2 科学捜査研究所長は、事案の概要により科学捜査研究所の各研究室員のうちから班長及び班員を指名するものとする。
- 3 班長は科学捜査研究所長の命を受け、班員を指揮監督するものとする。

第6 報告及び記録

- 1 班長は、第3の任務を終了したときは、速やかに現場科学検査班出動報告書（別記様式）により科学捜査研究所長に所定事項を報告するものとする。
- 2 科学捜査研究所長は、鑑定・検査受理システムにおいて、検査依頼書の受理状況及び検査の処理状況を記録するものとする。

第7 臨場体制の確立

科学捜査研究所長は、迅速かつ適正な現場検査活動ができるよう、常に要員の確保並びに車両及び資機材の整備に留意し、臨場体制の確立を図らなければならない。

第8 車両及び資機材の管理

現場科学検査班に関する車両及び資機材の管理は、科学捜査研究所の各研究室及び庶務係において行うものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、現場科学検査班の運用について必要な事項は、科学捜査研究所長が定める。

別記様式

(第 6 關係)